

有価証券報告書

第 75 期 自 2025年1月1日
至 2025年12月31日

金下建設株式会社

(E00133)

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	5
5. 従業員の状況	6
第2 事業の状況	7
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	7
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	8
3. 事業等のリスク	10
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	11
5. 重要な契約等	17
6. 研究開発活動	17
第3 設備の状況	18
1. 設備投資等の概要	18
2. 主要な設備の状況	18
3. 設備の新設、除却等の計画	19
第4 提出会社の状況	20
1. 株式等の状況	20
(1) 株式の総数等	20
(2) 新株予約権等の状況	20
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	20
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	20
(5) 所有者別状況	21
(6) 大株主の状況	21
(7) 議決権の状況	22
2. 自己株式の取得等の状況	22
3. 配当政策	23
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	24
第5 経理の状況	38
1. 連結財務諸表等	39
(1) 連結財務諸表	39
(2) その他	71
2. 財務諸表等	72
(1) 財務諸表	72
(2) 主な資産及び負債の内容	87
(3) その他	87
第6 提出会社の株式事務の概要	88
第7 提出会社の参考情報	89
1. 提出会社の親会社等の情報	89
2. その他の参考情報	89
第二部 提出会社の保証会社等の情報	90
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年3月25日
【事業年度】	第75期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
【会社名】	金下建設株式会社
【英訳名】	The Kaneshita Construction Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金下 昌司
【本店の所在の場所】	京都府宮津市字須津471番地の1
【電話番号】	(0772) 46-3151 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 佐藤 伸弥
【最寄りの連絡場所】	京都府宮津市字須津471番地の1
【電話番号】	(0772) 46-3151 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 佐藤 伸弥
【縦覧に供する場所】	金下建設株式会社大阪支店 (大阪市北区西天満4丁目3番25号) 金下建設株式会社兵庫支店 (兵庫県豊岡市三坂町5番28号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第71期	第72期	第73期	第74期	第75期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (百万円)	7,633	9,898	10,659	9,743	8,837
経常利益 (百万円)	32	287	413	479	332
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	45	190	270	321	236
包括利益 (百万円)	12	260	1,005	777	1,252
純資産額 (百万円)	17,102	17,254	18,151	18,819	19,819
総資産額 (百万円)	19,983	19,991	22,201	21,844	23,650
1株当たり純資産額 (円)	7,779.53	7,849.16	8,260.21	8,565.22	9,241.19
1株当たり当期純利益 (円)	20.82	88.35	125.14	148.84	111.87
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	83.9	84.6	80.2	84.5	82.3
自己資本利益率 (%)	0.3	1.1	1.6	1.8	1.2
株価収益率 (倍)	167.9	32.6	22.1	17.8	25.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△573	△1,246	1,552	650	67
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	434	△454	679	△252	281
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△108	△111	△110	△111	△254
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	8,233	6,423	8,544	8,831	8,925
従業員数 (人)	188	188	189	179	171
[外、平均臨時雇用者数]	[61]	[59]	[55]	[90]	[95]

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第72期の期首から適用しており、第72期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

3. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる連結財務諸表への影響はありません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第71期	第72期	第73期	第74期	第75期
決算年月		2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高	(百万円)	7,374	9,462	10,148	9,063	8,404
経常利益	(百万円)	36	274	377	438	303
当期純利益	(百万円)	46	185	249	296	221
資本金	(百万円)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
発行済株式総数	(千株)	3,806	3,806	3,806	3,806	3,806
純資産額	(百万円)	16,561	16,705	17,569	18,199	19,175
総資産額	(百万円)	19,417	19,370	21,522	21,084	22,914
1株当たり純資産額	(円)	7,681.27	7,748.49	8,149.83	8,443.29	9,109.23
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	(円)	50.00 (—)	50.00 (—)	50.00 (—)	50.00 (—)	50.00 (—)
1株当たり当期純利益	(円)	21.28	85.95	115.44	137.32	104.76
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	85.3	86.2	81.6	86.3	83.7
自己資本利益率	(%)	0.3	1.1	1.5	1.7	1.2
株価収益率	(倍)	164.3	33.5	24.0	19.3	27.7
配当性向	(%)	235.0	58.2	43.3	36.4	47.7
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	(人)	180 [55]	180 [53]	182 [49]	171 [85]	163 [90]
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX)	(%) (%)	95.8 (112.7)	80.5 (110.0)	78.9 (141.1)	77.1 (169.9)	85.1 (213.2)
最高株価	(円)	3,925	3,650	2,975	3,270	2,997
最低株価	(円)	3,250	2,727	2,705	2,630	2,562

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所（スタンダード市場）におけるものであり、それ以前は東京証券取引所（市場第二部）におけるものであります。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第72期の期首から適用しており、第72期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
4. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。
法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる財務諸表への影響はありません。
5. 第75期の1株当たり配当額50円については、2026年3月26日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。

2【沿革】

1935年4月、金下修三が土木請負業「金下組」を創業したのが当社の起源であります。その後、1951年4月組織を改め、資本金1百万円をもって現本店所在地に金下建設株式会社を設立しました。

その後の変遷は次のとおりであります。

- 1954年7月 道路舗装工事部門に進出。宮津市に須津アスファルト合材所を設置。
- 1955年10月 建設業法により建設大臣(ヨ)第4579号の登録を完了。(以後2年毎に更新登録)
- 1955年12月 大阪市に大阪出張所(現・大阪支店)を開設。
- 1956年3月 京都市に京都出張所(現・京都支店)を開設。
- 1960年4月 建築工事部門に進出。
- 1961年9月 兵庫県養父郡八鹿町(現・養父市)に但馬アスファルト合材所を設置。
- 1962年7月 京都府船井郡丹波町(現・京丹波町)に丹波アスファルト合材所を設置。
- 1963年8月 兵庫県豊岡市に豊岡出張所(現・兵庫支店)を開設。
- 1972年7月 京都証券取引所に株式を上場。
- 1973年7月 大阪証券取引所市場第二部に株式を上場。
- 1974年1月 建設業法の改正により建設大臣許可(特-48)第2794号。(以後3年毎に更新許可 1997年からは、5年毎に更新許可)
- 1990年4月 豊岡出張所を兵庫支店に昇格。
- 1996年4月 司建設株式会社(現・連結子会社)を設立。
- 2001年8月 司建設株式会社(現・連結子会社)が株式会社和田組(現・連結子会社)の株式を取得。
- 2005年11月 宅地建物取引法による京都府知事(1)第12240号の免許を取得。
- 2007年3月 株式会社KALSを設立。
- 2007年7月 建設業法による13業種の追加許可。
- 2010年10月 宅地建物取引法による国土交通大臣(1)第8050号の免許を取得。(以後5年毎に更新許可)
- 2013年7月 東京証券取引所と大阪証券取引所との現物市場の統合に伴い、東京証券取引所市場第二部に上場。
- 2016年12月 株式会社KALSの清算終了。
- 2019年3月 建設業法による解体工事業の追加許可。
- 2022年4月 東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第二部からスタンダード市場に移行。
- 2024年3月 京都府宮津市に回転寿司店をオープンし飲食事業に進出。

3 【事業の内容】

当社グループは当社、子会社5社及び関連会社4社で構成され、建設事業を主な事業として、建設事業に関連附帯するその他の事業及び飲食事業を展開しております。

当社グループの事業に係る位置付け及びセグメント情報との関連は、次のとおりであります。

(建設事業)

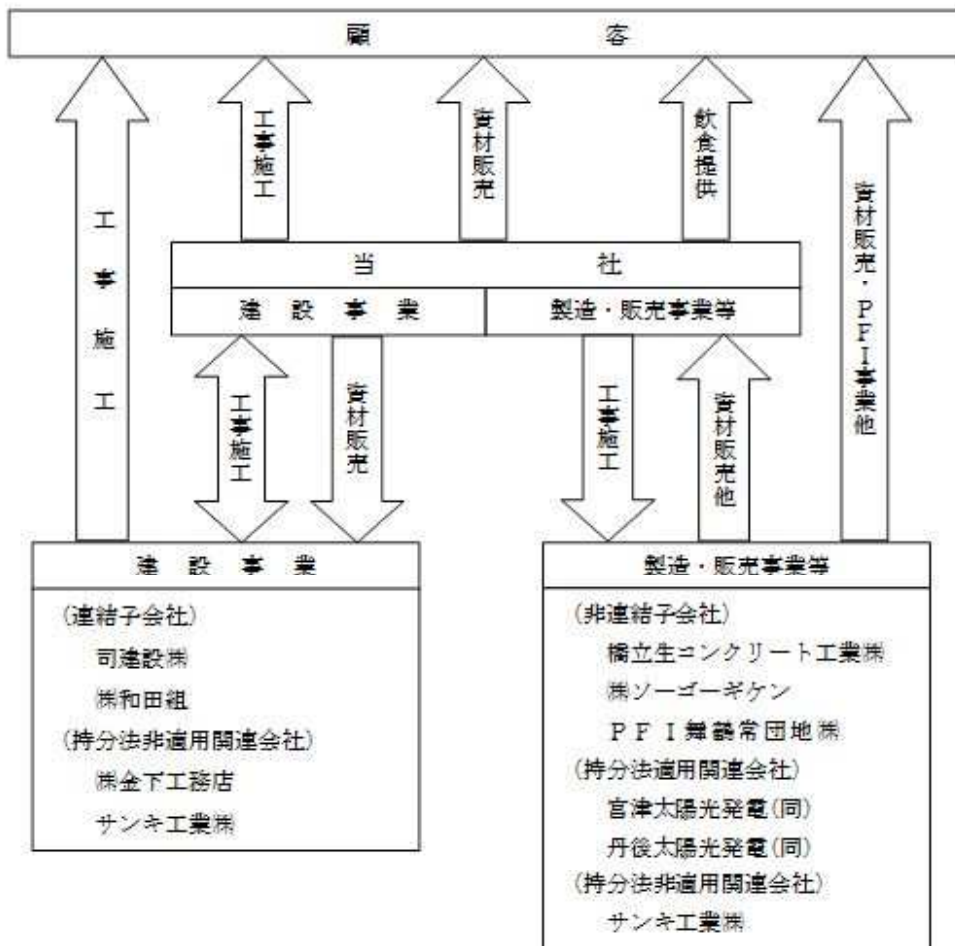
当社及び連結子会社である司建設㈱、㈱和田組並びに関連会社である㈱金下工務店、サンキ工業㈱は建設事業を営んでおります。当社は施工する工事の一部をこれらの関係会社へ発注するとともに、関係会社が受注した工事の一部について施工協力を行っております。

(製造・販売事業等)

当社は、アスファルト製品等の製造販売、産業廃棄物の中間処理（リサイクル）及びその他建設資材の販売、並びに飲食事業（回転寿司店の運営）等を行っております。

非連結子会社の橋立生コンクリート工業㈱は生コンクリートの製造販売事業、非連結子会社の㈱ソーゴーギケン は建設コンサルタント事業、関連会社のサンキ工業㈱は建設資材の販売事業をそれぞれ営んでおります。当社はこれらの関係会社から資材の購入、役務の提供を受けております。また、非連結子会社のPFI舞鶴常団地㈱は公営住宅（舞鶴常団地）の維持管理に係る業務を行っており、持分法適用関連会社の宮津太陽光発電(同)及び丹後太陽光発電(同)は太陽光発電事業を営んでおります。

事業の系統図は次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所 有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 司建設(株) (注) 1、2、3、 4	京都市中京区	40	建設事業	45.0 (16.1) [19.0]	当社の建設事業において施工 協力しております。当社所有 の建物を賃借しております。
(株)和田組 (注) 1、2	京都府宮津市	90	建設事業	100.0 (100.0)	当社の建設事業において施工 協力しております。
(持分法適用関連会 社) 宮津太陽光発電(同) (注) 1	京都府宮津市	10	製造・販売事業等	33.3	当社所有の土地を賃借してお ります。 役員の兼任があります。
丹後太陽光発電(同) (注) 1	京都府宮津市	10	製造・販売事業等	33.3	当社所有の土地を賃借してお ります。 役員の兼任があります。

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
 2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
 3. 議決権の所有割合の[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であります。
 4. 持分は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
建設事業	148 [45]
製造・販売事業等	8 [50]
全社（共通）	15 [—]
合計	171 [95]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は、年間の平均人員を [] 外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
163 [90]	48.5	21.0	6,182,840

セグメントの名称	従業員数（人）
建設事業	140 [40]
製造・販売事業等	8 [50]
全社（共通）	15 [—]
合計	163 [90]

- (注) 1. 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は、年間の平均人員を [] 外数で記載しております。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておらず、労使関係について現在特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

①提出会社

	当事業年度
管理職に占める女性労働者の割合（%）（注）	2.7

(注) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。

提出会社における男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

②連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「一、まず『健康』であること 一、人には『親切』にすること 一、受けた『恩義』を忘れないこと」を社訓とし、経営理念として「社会から必要とされ続ける企業であるために、関わるすべての人々に感謝し、受けた恩義を忘れず、心身ともに健康な社員を育て、親切・丁寧なものづくりを通じて、世の中に貢献する企業を目指します。」と定めており、経営の基本方針としております。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、企業価値の向上のため、安定的な収益確保を目指しており、経営指標として売上高、営業利益を重要視しております。

(3) 経営環境及び優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

建設業界を取り巻く環境は、建設資材価格の高止まりや、労働者の高齢化、人材不足等による建設コストの上昇、また、厳しい受注競争が継続する中、生産性のさらなる向上や高品質化が求められるとともに、多様な人材が活躍できる労働環境の充実が一層重要になると思われまます。

このような状況の中、当社グループでは、社会・顧客からの信用を第一とし、経営環境の変化や不測の事態にも迅速かつ適切な対応ができ、顧客に安心を提供することができる健全な経営基盤を維持し、親切・丁寧なモノづくりを通じて、豊かな社会環境と安心で安全な生活空間の創造に貢献し続けるとともに、企業価値最大化を目指しコーポレート・ガバナンスの充実にも全社一丸となって取り組んでまいります。

建設事業につきましては、多種多様な工事の受注拡大を図るため、これまで培ってきたノウハウと経営資源を最大限に活用し、既存顧客との関係をさらに高めながら、新規顧客の開拓や有望市場への営業活動を積極的に展開するとともに、設計施工案件の獲得にも注力してまいります。

また、生産性の向上に向けた全社的なDX化を引き続き推進し、現場管理体制の強化による業務の効率化を図ることで収益性の向上に努めるとともに、健康的で安心して働ける労働環境の充実に加え、多様な人材の確保・育成を目的とした大学での企業特別講座の開催、長期インターンシップ・職場見学の受け入れや次世代への技術力の継承、福利厚生の実施にも取り組むことで、人的資本の拡充に努めてまいります。

さらに、持続的な成長を目指し、再生可能エネルギーへの取り組みを引き続き推進するとともに、飲食事業にも取り組むことで、地域社会の活性化に寄与してまいります。

今後も、安全管理と環境への配慮を徹底し、地域社会をはじめとする全てのステークホルダーから信頼され、必要とされ続ける企業を目指し、変革を恐れず、新たな価値創造に挑戦するとともに、コンプライアンスと企業の社会的責任を果たすための活動を推進してまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループは、従業員の行動指針として、一、まず『健康』であること 一、人には『親切』にすること 一、受けた『恩義』を忘れないこと を社訓として定めるとともに、「当社は社会から必要とされつづける企業であるために、関わるすべての人々に感謝し、受けた恩義を忘れず、心身ともに健康な社員を育て、親切・丁寧なものづくりを通じて、世の中に貢献する企業を目指します」という経営理念のもと、ものづくりを通じて、豊かな社会環境と安心で安全な生活空間を提供し続けるとともに、企業価値最大化を目指すことをサステナビリティに関する基本的な考え方とし、重要な経営課題の一つとして位置付けております。

(1) ガバナンス

当社グループでは、サステナビリティを推進する社内体制は、各部門の責任者である部門長及び各部署の責任者である部署長が、各部門、部署で取り組んでいる活動状況を代表取締役を中心とした管理者会、又は、担当取締役を中心とした経営会議に報告し、経営層と関係部署が連携し、リスクの未然防止に努めると共に、社内外の対応方針を策定しております。その結果を適宜、担当取締役及び担当部門より、取締役会へ報告し、推進しております。

気候変動の関連事項に関しては「環境方針」、また、人的資本の関連事項に関しては、「安全衛生方針」及び「人材育成方針」を定め、統合マネジメントシステムに基づき、リスク及び機会の監視、及び管理を実施しております。代表取締役は、その改善を指示する責任と権限を有し、マネジメントレビューを通じ、統合マネジメントシステムの有効性を評価しております。

なお、人的資本の関連事項については、経営会議にて重要事項の立案・検討を行い、適宜、取締役会に報告し、審議・決定を実施しております。

(2) 戦略

①サステナビリティ

当社グループでは、持続的な成長を目指し、再生可能エネルギーへの取り組みを推進するため、太陽光発電事業に取り組むと共に、環境方針及び統合マネジメントシステムに基づき年1回環境影響評価によりリスク及び機会の評価を行い、各部門において取組(活動計画)を立案し、実施しております。

<環境方針>

『企業活動のすべての段階で、環境との調和と負荷低減に取り組む』を基本方針とする。

1. 環境活動の継続的な改善と、法規制・協定等の順守により環境汚染を防止する。
2. 省資源、省エネルギー、建設副産物の発生抑制、リサイクルに積極的に取り組む。
3. 環境に配慮した設計・提案を行う。(ライフサイクル設計の推進)
4. 地域社会と対話をはかり、ボランティア活動へ積極的に参加し、地域環境保全に貢献する。

また、「持続可能な開発目標(SDGs)」に賛同し、SDGs宣言を行い、「環境保全への貢献」、「品質向上と生産性の向上」、「安全で働きがいのある職場環境の充実」、「地域社会との共生」、「経営基盤の充実」に取り組んでおります。

なお、サステナビリティについての取組については、下記のURLよりご参照下さい。

「<https://www.kaneshita.co.jp/sustainability/>」

②人的資本

当社グループは、サステナビリティの実践に向けて、人的資本への投資を重要課題として捉え、人材育成方針を定め、人材の確保、育成に取り組んでおります。

<人材育成方針>

『自ら成長しようとする従業員に力を貸し、耳を傾け、実行できる支えとなる』を基本方針とする。

1. 人材は経営理念を実現するための最も重要な経営資源として捉え、人材の力を最大限発揮できる投資を行う。
2. 従業員自らが成長するための機会を提供し、支援する。
3. 雇用や処遇について、国籍、性別、信条、年齢などによるいかなる差別や不当な取扱いも行わない。
4. 従業員が公私共に、モチベーションを高くもてる環境を整える。(ワークライフバランス)

人材の確保に関しては、多様な人材の確保に向け、長期インターンシップや職場見学の受け入れをはじめ、大学での企業特別講座の実施、また、当社独自の奨学金制度、奨学金返済支援制度を設けるなどの制度の充実にも力を入れております。

人材育成に関しては、統合マネジメントシステムに基づいた、部門ごとの教育訓練計画に基づく教育訓練をはじめ、3ヶ月間に渡る新入社員研修、OJT教育、外部講習の積極的な受講を促すなど、全ての人材に対して適時必要な教育を受ける機会を提供しております。さらに、従業員の資格取得を支援するために自己研鑽支援制度を整備し、従業員のチャレンジを支援し、専門的な知識を備えた多様な人材確保に努めております。

社内環境の整備に関しては、少子高齢化等、社会環境が変化する中で、多様な働き方に対応できる環境を整備していくことが、社員一人ひとりの充実した社会生活につながると考え、制度や環境を整えることで社員の働き甲斐の向上に取り組んでおります。

(3) リスク管理

当社グループは、サステナビリティ関連を含む全社的なリスク及び機会について、コンプライアンス、安全、環境、品質、財務及び情報セキュリティ等の社内諸規程の制定をするとともに、それぞれの担当部門において検討・管理しており、必要に応じ管理者会又は経営会議に報告し、リスク及び機会について経営層と関係部署が連携し、組織的な対応を行っております。

また、定期的に内部監査を実施し、監査結果等からリスク及び機会の評価を行い、継続的改善に取り組んでおります。

気候変動の関連事項については、統合マネジメントシステムに基づき定期的なモニタリング、評価を行い、必要に応じて管理者会に報告し、必要な指示、監督を行っております。

人的資本の関連事項については、負傷、疾病、感染症等により就業が困難になる場合や、就業制限となる場合を人材に関するリスクと考えております。そのため、安全衛生方針を定め、統合マネジメントシステムに基づき定期的にモニタリング、評価を行い、必要に応じて管理者会等に報告し、必要な指示、監督を行っております。

<安全衛生方針>

『安全はすべてに優先する』、『健康経営の推進』を基本方針とする。

1. 作業所長は労働災害撲滅のために、自らの意思と指導力を発揮する。
2. 不安全行動撲滅十カ条の推進。
3. 協力会社との協働による安全管理能力の向上をはかる。
4. 心身ともに健康な社員を育てる。
5. マナー・ルールを守り、モラルある行動をする。

(4) 指標及び目標

①サステナビリティ

当社グループは、サステナビリティに関し、環境を重要と考えており、統合マネジメントシステムに基づき、各部門において年度ごとに目標を設定しております。リスク及び機会の評価の結果、重要な取組みとして、「環境事故・環境法令違反ゼロ」、「建設廃棄物の発生抑制」等を目標に掲げ取り組んでおります。

②人的資本

当社グループでは、事業活動に必要な人材を広い範囲から登用することが妥当であると考え、性別、国籍等によって登用の判断をすることはなく、多様性の確保における目標値は定めておりません。

また、人的資本に関するそれ以外の諸要素についても指標や目標は特には定めておりません。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 建設市場の動向

建設事業にかかる環境の変化等により、建設市場が著しく縮小した場合には、競合他社との受注競争により業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、官民を問わずあらゆる市場を事業領域とし、また、市場動向の変化を察知できるよう情報収集に努めてまいります。

(2) 資材価格・労務単価の高騰及び資材・労働者の不足

原材料価格及び資材価格、労務単価が高騰し、その価格変動を請負金額に反映することが困難な場合や、資材・労働者の不足が生じた場合には、業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、最新の資材、労働者の動向を把握するため、価格調査や各業者との情報交換を行うとともに生産性の向上に努めております。

(3) 取引先の信用リスク

貸倒れが懸念される取引先や債務者について予想を超える貸倒れが発生した場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、取引先の倒産予測値と新規取引先の経営状況を把握しており、貸倒れが懸念される場合は貸倒実績率及び個別検討により貸倒引当金を計上しております。

(4) 建設施工に伴う労働災害及び事故

建設施工に伴い、万一、法令違反又は人身や施工物等に関わる労働災害及び事故が発生した場合、業績や企業評価に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、建設業法、労働関係法令その他関連法令を遵守するとともに、建設工事の施工に際しては、安全教育の実施、危険予知活動や点検パトロール等、労働災害及び事故を撲滅するための活動を実施しております。

(5) 保有有価証券の時価下落

保有している有価証券の時価が著しく下落した場合には、業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、時価を有する有価証券を保有しており定期的にその保有の意義を検証し、継続保有、縮減の判断を行っております。

(6) 自然災害及び感染症の発生

自然災害の発生や感染症の拡大により、工事の中断や大幅な遅延、設備の損傷等が発生した場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。

これらのリスクに対して、自然災害については、事業継続計画(BCP)を整備し、必要に応じて災害対策本部を設置するなどの対応計画を策定し、事業活動への影響を最小限に抑えるよう努めております。

感染症については、新型コロナウイルスを含む各種感染症の対策につきましては、従来から取り組んでいるWEB会議、必要に応じたテレワークの実施、衛生管理等の基本的な予防対策の徹底により事業活動への影響を最小限に抑えるよう引き続き努めております。

(7) 情報セキュリティリスク

サイバー攻撃による情報の漏洩や、システム障害が発生した場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、アンチウイルスソフトの導入など情報セキュリティの技術的対策に加え、従業員に対し定期的なセキュリティ教育を実施しております。

(8) 気候変動リスク

気候変動に伴い、自然災害の増加による施工現場の被害や、平均気温が上昇し労働環境の悪化による建設コストの増加などにより、業績に影響を及ぼす可能性があります。当該リスクの取組につきましては、「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載しております。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、不安定な国際情勢や物価の上昇が継続的に懸念される等、景気の先行きは、依然として不透明な状況となりました。

建設業界におきましては、公共投資は底堅く推移し、民間設備投資の一部に持ち直しの動きも見られましたが、建設資材価格の高止まりや、労働者の高齢化、人材不足の問題が深刻化しており、引き続き厳しい状況となりました。

このような状況の中、当連結会計年度の当社グループの売上高は、受注工事高が減少したこと等により88億3千7百万円（前期比9.3%減）となり、利益面につきましては、売上高が減少したこと等により、売上総利益が減少し、営業利益は9千9百万円（前期比63.6%減）、経常利益は3億3千2百万円（前期比30.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2億3千6百万円（前期比26.5%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。（セグメントごとの経営成績については、セグメント間の内部売上高又は振替高を含めて記載しております。）

（建設事業）

受注工事高は93億8千3百万円（前期比27.7%減）となりました。売上高は、受注工事高が減少したこと等により83億9千1百万円（前期比10.2%減）となり、セグメント利益は、売上高が減少したこと等により、売上総利益が減少し、6億5千4百万円（前期比14.7%減）となりました。

（製造・販売事業等）

主にアスファルト合材の販売、飲食事業による回転寿司店の運営で、売上高は7億8千9百万円（前期比7.1%減）となり、資材価格の高騰等によりセグメント利益は1千2百万円（前期比68.7%減）となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて9千4百万円の増加（前期は2億8千7百万円の増加）し89億2千5百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは6千7百万円の増加（前期は6億5千万円の増加）となりました。増加した主な要因は、仕入債務が増加したこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは2億8千1百万円の増加（前期は2億5千2百万円の減少）となりました。増加した主な要因は、投資有価証券の取得がありました。有価証券の償還による収入があったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは2億5千4百万円の減少（前期は1億1千1百万円の減少）となりました。減少した主な要因は、自己株式の取得と配当金の支払い等によるものであります。

③ 生産、受注及び販売の実績

(1) 受注実績

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) (百万円)
建設事業	12,970	9,383 (27.7%減)

(2) 売上実績

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) (百万円)
建設事業	9,346	8,391 (10.2%減)
製造・販売事業等	397	446 (12.3%増)
合計	9,743	8,837 (9.3%減)

- (注) 1. 当社グループでは、建設事業以外は受注生産を行っておりません。
 2. 当社グループでは、生産実績を定義することが困難であるため「生産の状況」は記載しておりません。
 3. セグメント間の取引については相殺消去しております。
 4. 売上高総額に対する割合が100分の10以上の相手先別の売上高及びその割合は次のとおりであります。

セグメントの名称	前連結会計年度			当連結会計年度		
	相手先	金額(百万円)	割合(%)	相手先	金額(百万円)	割合(%)
建設事業	国土交通省	1,859	19.1	国土交通省	1,886	21.3
建設事業	—	—	—	看護学校整備 合同会社	926	10.5
建設事業、製造・販売 事業等	京都府	1,560	16.0	京都府	884	10.0

なお、参考のため提出会社個別の事業の状況は次のとおりであります。

建設事業における受注工事高及び完成工事高の状況

1. 受注工事高、完成工事高及び次期繰越工事高

期別	区分	前期繰越 工事高 (百万円)	当期受注 工事高 (百万円)	計 (百万円)	当期完成 工事高 (百万円)	次期繰越 工事高 (百万円)
前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	土木	1,340	4,920	6,260	4,550	1,710
	建築	3,754	7,359	11,113	4,114	7,000
	計	5,094	12,279	17,373	8,664	8,709
当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	土木	1,710	3,951	5,661	4,111	1,549
	建築	7,000	4,983	11,983	3,847	8,135
	計	8,709	8,934	17,643	7,958	9,685

- (注) 1. 前期以前に受注した工事で、契約の更改により請負金額に変更あるものについては、当期受注工事高にその増減額を含みます。したがって当期完成工事高にもかかる増減額が含まれます。
 2. 次期繰越工事高は(前期繰越工事高+当期受注工事高-当期完成工事高)であります。

2. 受注工事高の受注方法別比率

工事の受注方法は、特命と競争に大別されます。

期別	区分	特命 (%)	競争 (%)	計 (%)
前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	土木工事	2.0	98.0	100
	建築工事	1.3	98.7	100
当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	土木工事	1.5	98.5	100
	建築工事	40.7	59.3	100

(注) 百分比は請負金額比であります。

3. 完成工事高

期別	区分	官公庁 (百万円)	民間 (百万円)	計 (百万円)
前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	土木工事	3,995	555	4,550
	建築工事	556	3,558	4,114
	計	4,551	4,112	8,664
当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	土木工事	3,546	566	4,111
	建築工事	979	2,868	3,847
	計	4,524	3,434	7,958

(注) 1. 完成工事のうち主なものは、次のとおりであります。

前事業年度 請負金額5億円以上の主なもの

発注者	工事名称
社会福祉法人北星会	社会福祉法人 北星会 (仮称) 特別養護老人ホーム与謝の園 移転新築計画
京都市	津知橋幹線公共下水道工事
京都府	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター建設工事 (呑龍ポンプ場調整池)
医療福祉生活協同組合おおさか	医療生協かわち野生活協同組合 (仮称)はなぞの生協診療所医療介護複合施設 新築工事
ハーベストネクスト(株)	ハーベストネクスト(株)高浜工場新築工事

当事業年度 請負金額3億円以上の主なもの

発注者	工事名称
学校法人京都産業大学	京都産業大学 令和6年度 守衛所-天地館の急傾斜地対策工事 (土木工事)
学校法人常翔学園	大阪工業大学 枚方キャンパス DXフィールド新築工事
国土交通省	東播磨南北道路舗装他工事
国土交通省	小松拡幅滝川地区他舗装工事
国土交通省	桂川西京極地区他河道掘削工事

2. 完成工事高総額に対する割合が100分の10以上の相手先別の完成工事高及びその割合は、次のとおりであります。

前事業年度

発注者	金額（百万円）	比率（％）
国土交通省	1,859	21.5
京都府	1,421	16.4

当事業年度

発注者	金額（百万円）	比率（％）
国土交通省	1,886	23.7
看護学校整備合同会社	926	11.6

4. 次期繰越工事高（2025年12月31日現在）

区分	官公庁（百万円）	民間（百万円）	合計（百万円）
土木工事	990	560	1,549
建築工事	1,574	6,561	8,135
計	2,564	7,121	9,685

（注）次期繰越工事のうち7億円以上の主なもの

発注者	工事名称	工期
看護学校整備合同会社	看護学校整備事業 学舎・学生寮建設工事	2026年12月完成予定
(株)東豊精工	株式会社東豊精工 新社屋新築工事	2027年9月完成予定
(株)タクマ	大阪中央HT(株)／大阪府北部流域／設計建設工事	2027年6月完成予定
(株)新生ホールディングス	株式会社新生ホールディングス 京都新町ビル 新築工事	2026年10月完成予定
防衛省	舞鶴（7）庁舎新設建築その他工事	2029年3月完成予定
舞鶴市	舞鶴市西消防署庁舎新築工事	2026年2月完成予定

製造・販売事業等における売上高の状況

種別	前事業年度 （自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）	当事業年度 （自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
製造・販売事業（百万円）	170	164
飲食事業（百万円）	188	218
その他（百万円）	42	64
計（百万円）	399	446

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

1. 財政状態

(流動資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べ9億9千6百万円増加し130億7千4百万円となりました。増加した主な要因は、受取手形・完成工事未収入金等が増加したこと等によるものであります。

(固定資産)

固定資産は、前連結会計年度末に比べ8億1千万円増加し105億7千6百万円となりました。増加した主な要因は、投資有価証券が増加したこと等によるものであります。

(流動負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べ3億2千8百万円増加し17億6千6百万円となりました。増加した主な要因は、工事未払金が増加したこと等によるものであります。

(固定負債)

固定負債は、前連結会計年度末に比べ4億7千7百万円増加し20億6千5百万円となりました。増加した主な要因は、繰延税金負債が増加したこと等によるものであります。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べ10億円増加し198億1千9百万円となりました。増加した主な要因は、その他有価証券評価差額金が増加したこと等によるものであります。1株当たり純資産額は、9,241.19円(前連結会計年度は8,565.22円)、自己資本比率は82.3%(前連結会計年度は84.5%)となりました。

2. 経営成績

(売上高)

当社グループの売上高は、88億3千7百万円(前期比9.3%減)となりました。減少した主な要因は、受注工事高が減少したこと等によるものであります。

(売上総利益)

売上総利益は、10億4千8百万円(前期比14.1%減)となりました。減少した主な要因は売上高が減少したこと等によるものであります。

(営業利益)

営業利益は、9千9百万円(前期比63.6%減)となりました。減少した主な要因は売上総利益の減少によるものであります。

(経常利益)

営業外収益は、2億5千6百万円(前期比13.2%増)となりました。増加した主な要因は、受取利息が増加したこと等によるものであります。

営業外費用は、2千4百万円(前期比14.3%増)となりました。

その結果、経常利益は、3億3千2百万円(前期比30.7%減)となりました。

(特別利益)

特別利益は、建設事業における工事機械等の売却益により1千1百万円となりました。

特別損失は、建設事業における工具器具の除却損により0百万円となりました。

(法人税等)

法人税等は、9千9百万円(前期比34.2%減)となりました。減少した主な要因は、税金等調整前当期純利益の減少等によるものであります。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

親会社株主に帰属する当期純利益は、2億3千6百万円(前期比26.5%減)となりました。減少した主な要因は、売上総利益の減少等によるものであります。

3. 経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループは、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、社会・顧客からの信用を第一とし、経営環境の変化や不測の事態にも迅速かつ適切な対応ができる健全な経営基盤を維持し、親切・丁寧なモノづくりを通じて、豊かな社会環境と安心して安全な生活空間を提供し続けるとともに、企業価値最大化を目指しコーポレート・ガバナンスの充実に全社一丸となって取り組んでまいります。

当社グループの業績に影響を及ぼす可能性のある事項につきましては、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

1. キャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は前連結会計年度末に比べて9千4百万円増加し、89億2千5百万円となりました。

その主な要因は、仕入債務が増加したこと等により、営業活動によるキャッシュ・フローが6千7百万円の増加となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、投資有価証券の取得3億8千7百万円がありましたが、有価証券の償還による収入7億円があったこと等により2億8千1百万円の増加となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得と配当金の支払い等により2億5千4百万円の減少となりました。

2. 資本の財源及び資金の流動性の分析

当社グループの運転資金需要の主なものは、建設事業に係る工事費、製造・販売事業等に係る原材料の仕入れ、販売費及び一般管理費の営業費用であります。投資を目的とした資金需要のうち主なものは、建設事業に係る工事機械の取得や製造・販売事業等に係るアスファルト製造工場の更新及び飲食事業による設備投資によるものであります。

これらの全額を自己資金でまかなっております。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。連結財務諸表の作成にあたり、資産、負債並びに収益、費用の金額の見積りにつきましては、一定の会計基準の範囲内で必要に応じて見直しを行っておりますが、見積りに不確実性が伴うため、実際の結果は、これらとは異なることがあります。

重要な会計上の見積りにつきましては「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

5【重要な契約等】

1. 提出会社と株主間のガバナンスに関する合意
該当事項はありません。
2. 提出会社と株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意
該当事項はありません。
3. 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約又は社債
該当事項はありません。
4. その他重要な契約等
該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、主に建設事業において49百万円の設備投資を行いました。

(建設事業)

当社グループにおいて工事用機械の取得等により44百万円の設備投資を行いました。

(製造・販売事業等)

当社グループにおいて工場内の工具器具の取得等により5百万円の設備投資を行いました。

(全社費用)

該当事項はありません。

なお、重要な設備の売却、除却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

(2025年12月31日現在)

事業所名 (所在地)	帳簿価額 (百万円)				従業員数 (人)	
	建物・構築物	機械・運搬 具・工具器 具・備品	土地			合計
			面積 (㎡)	金額		
本社 (京都府宮津市)	397	71	92,903	724	1,193	109 [66]
京都支店 (京都市中京区)	37	4	13,018	283	323	38 [5]
大阪支店 (大阪市北区)	2	0	19	12	14	3 [—]
兵庫支店 (兵庫県豊岡市)	30	21	108,828	151	201	13 [19]

(注) 1. 提出会社は、建設事業の他に製造・販売事業等を営んでおりますが、大半の設備は建設事業又は共通的に使用されているので、セグメントに分類せず、主要な事業所ごとに一括して記載しております。

2. 従業員数の [] は臨時従業員数で外書で示しております。

3. 土地及び建物のうち、賃貸中の主なもの

	土地 (㎡)	建物 (㎡)
本社	27,907	786
京都支店	3,655	1,586
兵庫支店	34,671	—
計	66,234	2,373

(2) 国内子会社

(2025年12月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
			建物・構 築物	機械・運 搬具・工 具器具・ 備品	土地		合計	
					面積 (㎡)	金額		
司建設(株) (注) 1	本社 (京都市中京区)	建設事業	0	0	—	—	0	4 [1]
(株)和田組	本社 (京都府宮津市)	建設事業	3	0	2,305	16	18	4 [4]

(注) 1. 建物は提出会社から賃借しております。

2. 従業員数の [] は臨時従業員数を外書しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設及び除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2026年3月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,806,660	3,806,660	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	3,806,660	3,806,660	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2018年7月1日 (注)	△15,226,640	3,806,660	—	1,000,000	—	2,120,655

(注) 2018年3月27日開催の第67回定時株主総会決議により、2018年7月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより、発行済株式総数は15,226,640株減少し、3,806,660株となっております。

(5) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	8	15	32	11	4	789	859	—
所有株式数（単元）	—	4,276	92	4,999	817	37	27,639	37,860	20,660
所有株式数の割合（%）	—	11.29	0.24	13.20	2.16	0.10	73.00	100	—

（注）自己株式1,701,612株は、「個人その他」に17,016単元、「単元未満株式の状況」に12株含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
上原成商事(株)	京都市中京区車屋町通御池上ル塗師屋町344	198	9.44
金下 昌司	京都府宮津市	148	7.04
(株)日本カストディ銀行（三井住友信託銀行再信託分・ライト工業株式会社退職給付信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-12	116	5.52
金下建設従業員持株会	京都府宮津市字須津471-1	100	4.76
(株)みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5-5	99	4.75
(株)京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700	99	4.75
金下 欣司	京都府宮津市	93	4.42
京都北都信用金庫	京都府宮津市字鶴賀2054-1	57	2.74
サンキ工業(株)	京都府宮津市字須津413-44	52	2.49
INTERACTIVE BROKER S LLC (常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA (東京都千代田区霞が関3丁目2-5)	52	2.47
計	—	1,018	48.36

（注）(株)日本カストディ銀行（三井住友信託銀行再信託分・ライト工業株式会社退職給付信託口）の所有株式116千株は、退職給付信託業務に係るものであります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 1,701,600	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,084,400	20,844	—
単元未満株式	普通株式 20,660	—	—
発行済株式総数	3,806,660	—	—
総株主の議決権	—	20,844	—

② 【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
金下建設株式会社	京都府宮津市字須津471-1	1,701,600	—	1,701,600	44.70
計	—	1,701,600	—	1,701,600	44.70

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2025年2月12日) での決議状況 (取得期間 2025年2月13日～2025年2月13日)	65,000	186,550,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	50,200	144,074,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	14,800	42,476,000
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	22.8	22.8
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	22.8	22.8

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	173	490,307
当期間における取得自己株式	127	406,270

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	1,701,612	—	1,701,739	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

利益配分につきましては、今後の事業展開に必要な内部留保を勘案しつつ、株主に対し安定した配当の継続を基本方針としております。

当社における剰余金の配当は、年1回期末配当を行うこととしており、配当の決定機関は株主総会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり50円の配当を実施することといたしました。この結果、当事業年度の配当性向は47.7%となりました。

内部留保資金につきましては、中長期的な視野に立って経営環境の変化等への対応に備えるとともに、今後の事業展開に有効に活用してまいります。

なお、当事業年度の剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2026年3月26日 定時株主総会決議 (予定)	105	50

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社は、株主及び顧客をはじめとする全てのステークホルダーから信頼を得られる経営が基本であると認識しております。法令の遵守、的確で迅速な意思決定、企業としての社会的責任を果たすことを重視し、かつ、高い透明性を担保し、内部統制システムの構築とその適切な運用を行い、コーポレート・ガバナンスの充実に努めることが経営の重要課題の一つと考えております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考えに基づき、その充実に努めるため下記コーポレート・ガバナンス体系図のとおり、法律上の機関として取締役会、監査役会を設置するとともに任意の機関として取締役会の諮問機関である独立委員会の他、経営会議、管理者会を設置しております。

また、内部統制の充実に努めるため会計処理及び業務処理については、各部門から選任された者で構成された内部監査組織によりチェックを行い、代表取締役社長、担当取締役及び取締役会、監査役会に適宜報告しております。

1. 取締役会

(目的及び権限)

当社の取締役会は、取締役9名（うち社外取締役3名）で構成されており、定例の取締役会を原則月1回開催するほか必要に応じて開催し、重要事項に関する審議及び決定を行うほか、取締役から業務執行状況の報告を適時受け、取締役の業務執行を監督しております。なお、コーポレート・ガバナンスの充実に、業務執行状況の監督機能を強化するため、社外取締役3名を選任しております。また、社外取締役が代表社員である弁護士法人田中彰寿法律事務所と顧問弁護士契約を締結し、必要に応じて指導・助言を受け、法務上の問題についても管理体制の強化を図っております。

(構成員)

代表取締役 金下 昌司（議長）、取締役 芦原 寿彦、取締役 井上 芳一、取締役 金下 和司、取締役 浮穴 勝、取締役 近藤 克信、社外取締役 田中 彰寿、社外取締役 岡野 勲、社外取締役 今井 賀南子

当事業年度における取締役の出席状況

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役	金下 昌司（議長）	14	14
取締役	芦原 寿彦	14	14
取締役	井上 芳一	14	14
取締役	金下 和司	14	14
取締役	浮穴 勝	10	10
取締役	近藤 克信	10	10
社外取締役	田中 彰寿	14	14
社外取締役	岡野 勲	14	14
社外取締役	今井 賀南子	14	14

(注) 取締役 浮穴 勝、取締役 近藤克信は、2025年3月26日、取締役就任であります。

2. 独立委員会

(目的及び権限)

独立委員会は、社外取締役3名、社外監査役2名及び代表取締役等で構成され、取締役会の諮問機関として設置しており、必要に応じて随時開催しております。客観的・中立的立場で重要事項の検討、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(構成員)

代表取締役社長 金下 昌司（議長）、取締役 金下 和司、社外取締役 田中 彰寿、社外取締役 岡野 勲、社外取締役 今井 賀南子、社外監査役 上原 正夫、社外監査役 西田 文明
当事業年度における取締役及び監査役の出席状況

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役	金下 昌司（議長）	3	3
取締役	金下 和司	3	3
社外取締役	田中 彰寿	3	3
社外取締役	岡野 勲	3	3
社外取締役	今井 賀南子	3	3
社外監査役	上原 正夫	3	3
社外監査役	西田 文明	3	3

3. 監査役会

(目的及び権限)

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されており、定例の監査役会を定期的に開催するほか必要に応じて開催し、会計監査人、内部監査組織と連携を図りながら、取締役の業務執行状況等についての監査を行っております。常勤監査役 三田昭彦氏は、重要な会議への出席、決済書類の閲覧、本社、重要な事業所及び子会社の業務・財産状況の調査のほか、関係会社及び会計監査人との情報交換を行っております。

(構成員)

常勤監査役 三田 昭彦（議長）、社外監査役 上原 正夫、社外監査役 西田 文明

なお、個々の監査役の出席状況につきましては、「4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (3) 監査の状況」に記載しております。

4. 経営会議

(目的及び権限)

経営会議では、各部門から集約した情報をもとに担当取締役、常勤監査役、担当部門長、経営企画部員等の出席で随時開催し情報に対する処置の検討や取締役会審議事項、重要事項の立案・検討を行い、その結果を適宜代表取締役社長に報告するとともに必要に応じて全社的な水平展開を図っております。

(構成員)

会議の内容に応じた担当取締役（議長）、取締役 金下 和司、常勤監査役 三田 昭彦、担当部門長、その他経営企画部員等

5. 管理者会

(目的及び権限)

管理者会では、管理職への意思伝達の徹底を図るため原則月1回、代表取締役社長を中心に各部門の責任者である部門長及び各部署の責任者である部署長をメンバーとした月例会を開催し各部門及び各部署とのコミュニケーションを図り法律面、倫理面及び安全衛生面でのチェックを行い、リスクの未然防止に努めるとともに発生した事実に対し速やかな情報の伝達が出来るシステムを構築しております。

(構成員)

代表取締役社長 金下 昌司（議長）、取締役 芦原 寿彦、取締役 井上 芳一、取締役 金下 和司、取締役 浮穴 勝、取締役 近藤 克信、部門長、部署長

当事業年度における取締役及び部門長、部署長の出席状況

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役	金下 昌司（議長）	12	10
取締役	芦原 寿彦	12	12
取締役	井上 芳一	12	12
取締役	金下 和司	12	12
取締役	浮穴 勝	12	12
取締役	近藤 克信	12	12
部門長、部署長	—	12	12

当社のコーポレート・ガバナンス体系は、次のとおりであります。

コーポレート・ガバナンス体系図



③ 企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備状況

当社は、取締役会において以下のとおり、「内部統制システムの基本方針」を決議しております。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
当社及び当社グループは、企業が存立していくためにはコンプライアンスの徹底は必然のことと認識し、全ての取締役・使用人は、社会の構成員として求められる高い倫理観に基づき誠実に行動し、社会や地域から信頼される企業市民として経営体制の確立に努めております。
 - ・ 当社は、社訓（健康・親切・恩義）をモットーに、品質・環境、安全衛生及び個人情報保護方針を制定し、社長がその精神を、当社及びグループ会社の全ての取締役・使用人に対して継続的に伝達することにより、法令及び企業倫理の遵守を徹底します。
 - ・ 定期的実施する内部監査を通じて、業務における遵法状況を監査し、社長へ報告します。
 - ・ コンプライアンス規程を制定し、当社及びグループ会社の全ての役職員が法令、定款、社内規則及び企業倫理を遵守した行動を取るための行動規範としております。
 - ・ 反社会的勢力・団体による不当な要求に対しては毅然とした対応をとることを基本理念としており、基本理念の明文化、外部専門機関との連携及び研修の実施により、反社会的勢力・団体との関係を遮断する体制を整備しております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 当社は、取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書等の情報を、法令、社内諸規程に基づき、適切に保存及び管理します。
 - ・ 当社は情報セキュリティシステムを導入し、社会の要求事項に準拠した情報の管理を行っており、取締役及び監査役が必要な情報を常時、取得できる体制を構築しております。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 当社及び当社グループは、コンプライアンス、安全、環境、品質、財務及び情報セキュリティ等に係るリスクについて、社内諸規程の制定及び、それぞれの担当部門による教育を実施するとともに、事前に適切な対応策を準備する予防処置により、リスクを最小限にすべく組織的な対応を行います。
 - ・ 定期的内部監査を実施し、監査結果等から、リスクの洗い出しとリスクの対応策の見直しを行い、継続的改善に取り組みます。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 当社は、取締役及び使用人が共有する全社的な目標を設定し、効率的にその目標を達成するため、各部門の具体的な目標を定めております。
 - ・ 定例の取締役会を原則月1回開催し、取締役会による業績（目標達成度）のレビューを行い、継続的改善に取り組みます。
 - ・ ITを活用して全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・ グループ会社の所轄業務について、その自主性を尊重しつつ、人材面、資金面、情報面（IT）における統制環境を整備して統括管理しており、当社及びグループ会社全体として、基本方針の理念に準拠した業務の適正を確保するための体制及び職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備します。
 - ・ 当社の社訓及びコンプライアンス等の規程を、グループ会社にも適用し、グループ全体でコンプライアンスを徹底します。
 - ・ 定例のグループ会社代表者参加型の会議を原則月1回開催するとともに、イントラネットの整備により、当社及びグループ会社間での、相互連絡・報告、情報の共有化を図っております。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・ 当社は、現在監査役を補助すべき使用人は置いておりませんが、監査役が求めた場合は、取締役会が速やかに協議し、必要と判断した場合に、使用人を配置します。
 - ・ 監査役を補助すべき使用人を配置したならば、その補助使用人の人事異動等の人事権に関する事項につき監査役に事前の同意を得るものとし、また、監査役からの補助人に対する指示については、取締役の指揮命令を受けないこととし、取締役からの独立性を確保するとともに、指示の実効性についても確保します。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて当社及びグループ会社の業務執行状況を報告するとともに、監査役に対する法定事項の他、当社及び当社グループ会社に著しい損害を及ぼす事実、内部監査の実施状況、内部通報窓口への通報状況を報告する体制とします。
- ・ 監査役への報告を行った取締役及び使用人に対して、報告したことを理由に不利益な取扱いを受けないことを確保します。
- ・ 当社は、監査役が、それぞれの関連部門と緊密な連携を保ち、監査が実効的に行われることを確保するための体制の整備を図ります。
- ・ 監査役の職務の執行に必要な費用については、当社及び当社グループが負担します。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関連法令に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備するとともに、そのシステムが適切に機能することを継続的に評価し、不備等があれば必要な正処置を行います。

ロ. 取締役の定数

当社の取締役は9名以内とする旨定款に定めております。

ハ. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

ニ. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

ホ. 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

ヘ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役並びに各社外監査役と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

ト. 取締役及び監査役の責任免除の概要

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは職務を遂行するにあたり取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。

チ. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の業務行為に起因する被保険者への損害賠償請求により被保険者が被る損害を填補することとしております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性11名 女性1名 (役員のうち女性の比率8.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)	金下 昌司	1964年3月31日生	1989年4月 当社入社 1990年3月 当社取締役 1991年3月 当社専務取締役 2003年3月 当社取締役副社長 2004年3月 当社取締役副社長経営・企画担 当 2006年3月 当社代表取締役社長 (現任)	(注) 3	148,111
取締役 常務執行役員 管理部門統括	芦原 寿彦	1965年8月29日生	1988年4月 当社入社 2015年4月 当社土木部工務部長 2017年3月 当社取締役執行役員土木部門統 括土木部長 2023年3月 当社取締役常務執行役員土木部 門統括土木部長 2025年3月 当社取締役常務執行役員管理部 門統括 (現任)	(注) 3	1,600
取締役 常務執行役員 営業部門統括 京都支店長	井上 芳一	1970年4月3日生	1993年4月 当社入社 2014年3月 当社大阪支店長 2015年4月 当社執行役員大阪支店長 2017年3月 当社取締役上席執行役員営業部 門統括営業本部長兼大阪支店長 2025年3月 当社取締役常務執行役員営業部 門統括京都支店長 (現任)	(注) 3	600
取締役 上席執行役員 経営企画部長	金下 和司	1993年11月25日生	2020年11月 当社入社 2023年3月 当社取締役上席執行役員経営企 画部長 (現任)	(注) 3	20,000
取締役 執行役員 土木部門統括 土木部長	浮穴 勝	1969年12月13日生	1990年4月 当社入社 2017年10月 当社土木部工務部長 2024年4月 当社執行役員土木部副部長兼土 木部工務部長 2025年3月 当社取締役執行役員土木部門統 括土木部長 (現任)	(注) 3	1,000
取締役 執行役員 建築部門統括 建築部長	近藤 克信	1970年5月28日生	1994年4月 当社入社 2020年7月 当社建築部部門長補佐兼建築工 事部副部長 2024年4月 当社執行役員建築部副部長 2025年3月 当社取締役執行役員建築部門統 括建築部長 (現任)	(注) 3	—
取締役	田中 彰寿	1950年3月26日生	1975年4月 弁護士登録 1979年9月 田中法律事務所 (現弁護士法人 田中彰寿法律事務所) 設立 代 表社員 (現任) 2005年4月 2005年度京都弁護士会会長 日本弁護士連合会常務理事 2006年3月 当社取締役 (現任)	(注) 3	—
取締役	岡野 勲	1942年4月4日生	2000年8月 税理士登録 岡野税理士事務所設立 所長 (現任) 2016年3月 当社取締役 (現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	今井 賀南子	1975年11月12日生	2000年4月 着付け教室 和道教室 はなご ろも設立主宰 2011年10月 同教室主宰退任 2011年12月 ㈱三洋商事入社 2014年5月 同社コーポレート室長 2017年5月 同社専務取締役 2019年5月 同社代表取締役専務(現任) 2023年3月 当社取締役(現任)	(注)3	—
常勤監査役	三田 昭彦	1954年8月6日生	1973年3月 当社入社 2004年4月 当社経理部長 2005年3月 当社取締役経理部長 2007年4月 当社取締役管理統括部長 2008年3月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	1,000
監査役	上原 正夫	1947年3月23日生	2006年8月 税理士登録 上原正夫税理士事 務所設立 所長(現任) 2019年3月 当社監査役(現任)	(注)5	400
監査役	西田 文明	1952年4月18日生	2017年8月 税理士登録 松宮税務会計事務 所所属税理士(現任) 2020年3月 当社監査役(現任)	(注)4	—
計					172,711

- (注) 1. 取締役田中彰寿、岡野勲及び今井賀南子は、社外取締役であります。
2. 監査役上原正夫及び西田文明は、社外監査役であります。
3. 2025年3月26日開催の定時株主総会の終結の時から2年間。
4. 2024年3月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
5. 2023年3月23日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
6. 取締役金下和司は、代表取締役社長金下昌司の長男であります。
7. 当社は、法令に定める監査役の数に欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役を1名選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
鈴木 真二	1956年4月2日生	2017年8月 税理士登録 鈴木真二税理士事務所設立 所長(現任)	—

② 社外役員の状況

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針については特に定めてはおりませんが、金融商品取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にするとともに、専門的知識や豊富な経験等を有しており、客観的視点からの監督又は監視といった役割が期待できる方を選任しております。

当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。

社外取締役田中彰寿氏は、弁護士法人田中彰寿法律事務所の代表社員であり、当該社外取締役を選任している理由は弁護士としての専門知識及び経験を当社の経営に反映していただくことや、社外の客観的視点からの経営監督により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。なお、当社は、同法律事務所との間で法律顧問契約を締結しておりますが、顧問料等は多額の金銭その他の財産に該当するものではなく、具体的な法律相談につきましては、同氏以外の弁護士に対応していただいております。田中彰寿氏との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役岡野勲氏は、岡野税理士事務所の所長であり、当該社外取締役を選任している理由は税理士としての専門知識及び経験を当社の経営に反映していただくことや、社外の客観的視点からの経営監督により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。なお、当社と岡野勲氏及び同税理士事務所との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役今井賀南子氏は、株式会社三洋商事の代表取締役専務であり、当該社外取締役を選任している理由は経営者としての経験と見識及び幅広い人脈を当社の経営に反映していただくことや、社外の客観的視点からの経営監督により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。当社と今井賀南子氏との間に人的関係、資本的関係、その他の利害関係はありません。なお、株式会社三洋商事は当社が使用するアスファルト合材の製造用燃料の購入先の一社であり、取引条件は一般的な市場価格によっております。また、株式会社三洋商事の売上高の相当部分を占めるものではありません。

社外監査役上原正夫氏は、上原正夫税理士事務所の所長であり、当該社外監査役を選任している理由は税理士としての専門知識及び経験等を有しておられることや、社外の客観的視点からの経営監視により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。なお、当社と上原正夫氏及び同税理士事務所との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役西田文明氏は、松宮税務会計事務所所属税理士であり、当社社外監査役を選任している理由は税理士としての専門知識及び経験等を有しておられることや、社外の客観的視点からの経営監視により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。当社と西田文明氏との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、当社の連結子会社は、同税務会計事務所との間で税務顧問契約を締結しておりますが、その顧問料等は多額の金銭その他の財産に該当するものではありません。

社外役員株式所有については①役員一覧に記載のとおりであります。

社外取締役3名及び社外監査役2名はそれぞれ独立性が損なわれるような属性等が存在していないことから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断し、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

また、取締役会において、専門知識及び経験に基づいた発言を行うことにより、経営の監督機能及び監査機能の強化を図っております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、社外の客観的視点からの経営監督の役割を担っております。取締役会を通じて監査役監査及び会計監査に関する情報交換を行っており、内部統制については監査結果の報告を受けております。

社外監査役は、社外の客観的視点からの経営監視の役割を担っております。監査役会で内部統制監査の結果の報告を受けるとともに記録の閲覧を行っており、また、会計監査人及び内部監査組織との情報交換を行い、相互連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

有価証券報告書提出日現在、監査役監査につきましては、各監査役は監査の方針に従い、取締役及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、重要な決裁書類等の閲覧及び取締役会に出席し取締役の職務執行の監査を行っております。更に、監査役会を通じて各監査役間の情報共有を図るとともに、会計監査人及び内部監査組織と情報交換を行い、監査機能の強化・相互の連携を図っております。なお、常勤監査役三田昭彦氏は長年当社の経理業務に従事し、また、監査役上原正夫氏及び監査役西田文明氏は税理士の資格を有し、財務や会計に関して相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社監査役会を合計6回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
三田 昭彦	6回	6回
上原 正夫	6回	6回
西田 文明	6回	6回

監査役会における具体的な検討内容は、当年度の監査方針・監査計画及び監査職務分担、法令・定款への適合状況、内部統制システムの整備・運用状況、取締役の職務執行状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性等であります。

また、常勤監査役の活動として、経営会議等の重要な会議に出席するほか、代表取締役及び取締役、子会社の取締役・監査役、会計監査人と適宜情報交換等を行っております。社外監査役の活動として、取締役会の諮問機関である独立委員会に出席し、社外取締役と適宜情報交換等を行っております。

② 内部監査の状況

内部監査につきましては、経営企画部並びに各部から選出された内部監査員により実施し、業務における遵法状況・リスクの洗い出しとリスクの対応策の見直しを行い、継続的改善に取り組み、それらの結果を代表取締役社長、担当取締役及び取締役会、監査役会に報告し、連携を図っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

監査法人グラヴィタス

b. 継続監査期間

19年間

c. 業務を執行した公認会計士

圓岡徳樹氏、飯田一紀氏の2名

d. 監査業務に係る補助者

公認会計士1名、その他2名

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の品質管理体制、独立性、専門性、監査計画の内容並びに監査報酬見積額の適切性等を総合的に勘案し選定しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び会計監査人は半期・期末のほか、必要に応じて監査結果報告等について意見交換等を行い、相互連携を図っております。また、当社の監査役会は、監査法人の監査の実施状況、監査方法について確認し、会計監査人の評価を行っております。

g. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	19	—	20	—
連結子会社	—	—	—	—
計	19	—	20	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、規模、特性、監査に要する人員及び日数等を勘案し、決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の業務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ. 基本方針

当社は、取締役報酬のうち基本報酬について、社外取締役、社外監査役を主なメンバーとする独立委員会にて意見を聴取したうえで、株主総会の決議で決定された報酬限度額の範囲内で、役位と経営環境等を総合的に勘案して、代表取締役社長が取締役会に原案を提示し、取締役会の決議で決定する。

また、当社は役員退職慰労金制度を採用しており、退職慰労金の支給額等については、「役員退職慰労金内規」に役位、在籍年数等に応じた退職慰労金支給基準を定め、その基準に基づいて算定し、退任時に株主総会の決議を経て、その具体的な金額、方法については取締役会の決議で決定する。

各報酬の割合は、全取締役について次のとおりとする。

基本報酬・退職慰労金：100%

(業績連動報酬等、非金銭報酬等は無し)

報酬の交付時期は次のとおりとする。

基本報酬については、毎月一定の時期に支払い、退職慰労金については、退任時に支払う。

ロ. 当事業年度の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容

当事業年度における取締役の報酬の額について、2025年2月7日開催の独立委員会において意見を聴取した内容をもとに2025年3月26日開催の取締役会において審議、決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員の員数 (人)
		固定報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	154	124	29	7
監査役 (社外監査役を除く。)	11	10	1	1
社外役員	10	9	0	5

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

③ 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の額 (百万円)	
				固定報酬	退職慰労金
金下 昌司	117	取締役	提出会社	94	23

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、取引先等との安定的・長期的な取引関係の維持・強化や当社の中長期的な企業価値向上を目的として保有する株式を「純投資目的以外の目的である投資株式」とし、それ以外の株式を「純投資目的の投資株式」として区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、他社との取引関係を維持・強化することも重要であると考えており、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合には政策保有株式を保有しております。

保有の合理性は、毎年、取締役会においてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や保有の意義を検証し、継続保有、縮減の判断をいたしております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	9	1
非上場株式以外の株式	8	5,779

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
(株)京都フィナンシャルグループ	727,272	727,272	金融取引の円滑化のため保有しております。（注）2	無
	2,492	1,687		
ライト工業(株)	403,601	403,601	建設事業による工事受注及び施工協力等、取引の維持・強化のため保有しております。	有
	1,366	896		
ニチレキグループ(株)	300,000	300,000	建設事業による材料の購入や特殊舗装工事の施工協力及び技術情報の提供等、取引の維持・強化のため保有しております。	有
	733	806		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	134,190	134,190	金融取引の円滑化のため保有しております。（注）3	無
	335	248		
(株)中央倉庫	216,000	216,000	重要書類などの保管委託及び工事の発注情報の提供等、取引の維持・強化のため保有しております。	有
	309	328		
(株)みずほフィナンシャルグループ	43,611	43,611	金融取引の円滑化のため保有しております。（注）4	無
	249	169		
日工(株)	278,200	278,200	製造・販売事業等によるアスファルト製造設備の維持及び技術情報の提供等、取引の維持・強化のため保有しております。	有
	220	203		
(株)三井住友フィナンシャルグループ	14,904	14,904	金融取引の円滑化のため保有しております。	無
	75	56		

- (注) 1. 定量的な保有効果については記載が困難であるため記載しておりません。保有の合理性は、毎年、取締役会においてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や保有の意義を検証し、継続保有、縮減の判断をいたしております。
2. (株)京都フィナンシャルグループは当社株式を保有しておりませんが、同社子会社である(株)京都銀行が当社株式を保有しております。
3. (株)三菱UFJフィナンシャル・グループは当社株式を保有しておりませんが、同社子会社である(株)三菱UFJ銀行が当社株式を保有しております。
4. (株)みずほフィナンシャルグループは当社株式を保有しておりませんが、同社子会社である(株)みずほ銀行が当社株式を保有しております。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	—	—	—	—
非上場株式以外の株式	7	232	7	168

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額 (百万円)	売却損益の 合計額 (百万円)	評価損益の 合計額 (百万円)
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	4	—	169

④ 当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

⑤ 当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条の規定に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）により作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の財務諸表について、監査法人グラヴィタスによる監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、外部機関が主催するセミナーへの参加や会計基準に関する書籍を購読し情報収集を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	8,831	8,925
受取手形・完成工事未収入金等	※3 2,506	※2,※3 3,094
有価証券	302	600
未成工事支出金等	※4 348	※4 348
その他	93	109
貸倒引当金	△1	△2
流動資産合計	12,078	13,074
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,782	1,782
減価償却累計額	△1,282	△1,313
建物及び構築物（純額）	500	469
機械装置及び運搬具	1,670	1,689
減価償却累計額	△1,607	△1,615
機械装置及び運搬具（純額）	63	74
土地	1,218	1,209
その他	139	143
減価償却累計額	△109	△121
その他（純額）	30	22
有形固定資産合計	1,811	1,774
無形固定資産		
	6	6
投資その他の資産		
投資有価証券	※1,※5 7,542	※1,※5 8,378
長期貸付金	99	112
その他	※5 531	※5 528
貸倒引当金	△222	△222
投資その他の資産合計	7,949	8,796
固定資産合計	9,766	10,576
資産合計	21,844	23,650

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	693	1,215
リース債務	2	2
未払法人税等	80	40
未成工事受入金	※6 337	※6 253
完成工事補償引当金	24	7
その他	302	248
流動負債合計	1,438	1,766
固定負債		
リース債務	6	3
繰延税金負債	1,075	1,527
役員退職慰労引当金	491	519
その他	16	16
固定負債合計	1,588	2,065
負債合計	3,025	3,831
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000	1,000
資本剰余金	2,147	2,147
利益剰余金	17,526	17,654
自己株式	△4,900	△5,044
株主資本合計	15,773	15,757
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,688	3,696
その他の包括利益累計額合計	2,688	3,696
非支配株主持分	357	366
純資産合計	18,819	19,819
負債純資産合計	21,844	23,650

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	※1 9,743	※1 8,837
売上原価	8,524	7,789
売上総利益	1,220	1,048
販売費及び一般管理費	※2 947	※2 948
営業利益	273	99
営業外収益		
受取利息	4	24
有価証券利息	21	21
受取配当金	142	160
持分法による投資利益	13	8
不動産賃貸料	38	37
貸倒引当金戻入額	0	0
雑収入	8	5
営業外収益合計	226	256
営業外費用		
不動産賃貸原価	17	19
租税公課	2	2
保証料	1	1
雑支出	1	2
営業外費用合計	21	24
経常利益	479	332
特別利益		
固定資産売却益	※3 5	※3 11
特別利益合計	5	11
特別損失		
固定資産除却損	※4 0	※4 0
特別損失合計	0	0
税金等調整前当期純利益	484	343
法人税、住民税及び事業税	141	90
法人税等調整額	9	9
法人税等合計	150	99
当期純利益	334	244
非支配株主に帰属する当期純利益	13	8
親会社株主に帰属する当期純利益	321	236

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純利益	334	244
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	443	1,008
その他の包括利益合計	※ 443	※ 1,008
包括利益	777	1,252
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	764	1,244
非支配株主に係る包括利益	13	8

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,000	2,147	17,313	△4,899	15,561
当期変動額					
剰余金の配当			△108		△108
親会社株主に帰属する当期純利益			321		321
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△0		0	0
自己株式処分差損の振替		0	△0		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	213	△1	212
当期末残高	1,000	2,147	17,526	△4,900	15,773

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,245	2,245	344	18,151
当期変動額				
剰余金の配当				△108
親会社株主に帰属する当期純利益				321
自己株式の取得				△1
自己株式の処分				0
自己株式処分差損の振替				－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	443	443	13	456
当期変動額合計	443	443	13	668
当期末残高	2,688	2,688	357	18,819

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,000	2,147	17,526	△4,900	15,773
当期変動額					
剰余金の配当			△108		△108
親会社株主に帰属する当期純利益			236		236
自己株式の取得				△145	△145
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	128	△145	△16
当期末残高	1,000	2,147	17,654	△5,044	15,757

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,688	2,688	357	18,819
当期変動額				
剰余金の配当				△108
親会社株主に帰属する当期純利益				236
自己株式の取得				△145
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,008	1,008	8	1,016
当期変動額合計	1,008	1,008	8	1,000
当期末残高	3,696	3,696	366	19,819

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	484	343
減価償却費	78	77
完成工事補償引当金の増減額 (△は減少)	△2	△17
工事損失引当金の増減額 (△は減少)	△29	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△2	1
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	30	28
受取利息及び受取配当金	△167	△206
持分法による投資損益 (△は益)	△13	△8
有形固定資産除売却損益 (△は益)	△5	△11
売上債権の増減額 (△は増加)	1,516	△587
未成工事支出金等の増減額 (△は増加)	30	△0
仕入債務の増減額 (△は減少)	△728	522
未成工事受入金の増減額 (△は減少)	91	△83
未払消費税等の増減額 (△は減少)	6	△27
その他	△661	△44
小計	627	△12
利息及び配当金の受取額	169	208
法人税等の支払額	△146	△129
法人税等の還付額	0	0
営業活動によるキャッシュ・フロー	650	67
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の償還による収入	200	700
有形固定資産の取得による支出	△46	△49
有形固定資産の売却による収入	5	20
投資有価証券の取得による支出	△401	△387
貸付けによる支出	△28	△25
貸付金の回収による収入	18	12
関係会社出資金の払戻による収入	—	10
その他	△0	△1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△252	281
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△2	△2
自己株式の取得による支出	△1	△145
自己株式の売却による収入	0	—
配当金の支払額	△108	△107
財務活動によるキャッシュ・フロー	△111	△254
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	287	94
現金及び現金同等物の期首残高	8,544	8,831
現金及び現金同等物の期末残高	※ 8,831	※ 8,925

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

司建設㈱

㈱和田組

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

橋立生コンクリート工業㈱

㈱ソーゴーギケン

P F I 舞鶴常団地㈱

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社3社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数 2社

持分法適用の関連会社の名称

宮津太陽光発電(同)

丹後太陽光発電(同)

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用していない非連結子会社の名称

橋立生コンクリート工業㈱

㈱ソーゴーギケン

P F I 舞鶴常団地㈱

持分法を適用していない関連会社の名称

㈱金下工務店

サンキ工業㈱

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

(イ) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

(ロ) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

- ロ 棚卸資産
 - (イ) 未成工事支出金
 - 個別法による原価法によっております。
 - (ロ) 材料貯蔵品
 - 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
 - (ハ) 販売用不動産
 - 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 定率法によっております。
 - ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
 - なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - ロ 無形固定資産（リース資産を除く）
 - 定額法によっております。
 - なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。
 - ハ リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
 - ニ 長期前払費用
 - 均等償却によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
 - イ 貸倒引当金
 - 売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ロ 完成工事補償引当金
 - 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過去の一定期間における補償実績率に基づく将来の見積補償額及び特定工事における将来の見積補償額を計上しております。
 - ハ 役員退職慰労引当金
 - 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
 - 当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
 - （建設事業）
 - 当社グループの主要な事業である建設事業においては、顧客との工事請負契約に基づき、目的物の完成及び顧客に引渡す義務を負っております。
 - 当該履行義務については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。
 - 当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。
 - また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しており、期間がごく短い工事については、工事完了時に収益を認識しております。

(製造・販売事業等)

当社は、アスファルト製品等の製造販売、産業廃棄物の中間処理（リサイクル）及びその他建設資材の販売、並びに飲食事業（回転寿司店の運営）等を行っております。建設資材販売については、顧客に商品を出荷した時点、飲食事業については、顧客にサービスを提供した時点で収益を認識しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

建設工事の共同企業体（ジョイントベンチャー）に係る会計処理の方法

構成員の出資割合に応じて資産、負債、収益及び費用を認識する会計処理によっております。

(重要な会計上の見積り)

一定の期間にわたり収益を認識する方法による収益認識

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
一定の期間にわたり収益を認識する方法による完成工事高	7,261	6,188

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定の期間にわたり収益を認識する方法による完成工事高は、予想される工事収益総額に予想される工事原価総額を基礎として見積もった工事進捗度を乗じて算定しており、工事収益総額、工事原価総額の合理的な見積りが必要となります。

工事収益総額及び工事原価総額の見積りにあたっては、工事内容の変更や追加等に伴う請負金額の変更、工事期間における建設資材価格や労務単価の変動、工法や工数その他の諸要素について一定の仮定を用いて見積りを行っており、見積りは不確実性を伴うことから、見積りの見直しが必要となった場合には完成工事高の金額が変動し、翌連結会計年度以降の業績に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

これによる連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※ 1. 担保資産及び担保付債務

下記の資産は、非連結子会社の長期借入金の担保に供しております。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
投資有価証券	6百万円	6百万円

※ 2. 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
受取手形	一百万円	3百万円

※ 3. 受取手形・完成工事未収入金等のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
受取手形	15百万円	243百万円
完成工事未収入金等	827	1,111
契約資産	1,664	1,740

※ 4. 未成工事支出金等の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
未成工事支出金	303百万円	294百万円
材料貯蔵品	40	49
販売用不動産	4	4

※ 5. 非連結子会社及び関連会社に対する金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
投資有価証券(株式)	20百万円	20百万円
投資その他の資産「その他」(出資金)	206	205
(うち、共同支配企業に対する投資の金額)	(206)	(205)

※ 6. 未成工事受入金に含まれる契約負債の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
契約負債	337百万円	253百万円

(連結損益計算書関係)

※1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。なお、顧客との契約に金融要素は含まれておりません。

※2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
役員報酬	154百万円	163百万円
従業員給料手当	400	394
退職給付費用	12	11
役員退職慰労引当金繰入額	30	32
貸倒引当金繰入額	△2	0

※3. 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
土地	一百万円	2百万円
機械及び装置	5	9
計	5	11

※4. 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
機械及び装置	0百万円	一百万円
工具器具・備品	0	0
計	0	0

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	632百万円	1,451百万円
組替調整額	—	—
法人税等及び税効果調整前合計	632	1,451
法人税等及び税効果額	△189	△443
その他有価証券評価差額金	443	1,008
その他の包括利益合計	443	1,008

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	3,806,660	—	—	3,806,660
合計	3,806,660	—	—	3,806,660
自己株式				
普通株式 (注)	1,650,946	333	40	1,651,239
合計	1,650,946	333	40	1,651,239

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加333株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
普通株式の自己株式の株式数の減少40株は、単元未満株式の買増しによる減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月26日 定時株主総会	普通株式	108	50	2023年12月31日	2024年3月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月26日 定時株主総会	普通株式	108	利益剰余金	50	2024年12月31日	2025年3月27日

当連結会計年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	3,806,660	—	—	3,806,660
合計	3,806,660	—	—	3,806,660
自己株式				
普通株式 (注)	1,651,239	50,373	—	1,701,612
合計	1,651,239	50,373	—	1,701,612

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加50,373株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加50,200株、単元未満株式の買取りによる増加173株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月26日 定時株主総会	普通株式	108	50	2024年12月31日	2025年3月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2026年3月26日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定であります。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年3月26日 定時株主総会	普通株式	105	利益剰余金	50	2025年12月31日	2026年3月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金預金勘定	8,831百万円	8,925百万円
現金及び現金同等物	8,831	8,925

(リース取引関係)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

有形固定資産

建設事業における道路作業車（「機械装置及び運搬具」）であります。

2. リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資に必要な資金及び運転資金をすべて自己資金でまかなっております。余資は、主に流動性の高い預金等で運用し、長期運用は主に安全性の高い債券等で運用する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式のほか、満期保有目的の債券を所有しており、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	3,210	3,159	△51
②その他有価証券	4,612	4,612	—
(2) 長期貸付金	99		
貸倒引当金(※2)	△5		
	94	83	△11
資産計	7,915	7,853	△62

当連結会計年度（2025年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	2,893	2,827	△66
②その他有価証券	6,063	6,063	—
(2) 長期貸付金	112		
貸倒引当金(※2)	△5		
	107	83	△24
資産計	9,063	8,972	△91

(※1) 「現金預金」、「受取手形・完成工事未収入金等」、「工事未払金」は現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※3) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
非上場株式	22	22
関係会社出資金	206	205

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（2024年12月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金預金	8,831	—	—	—
受取手形・完成工事未収入金等	2,506	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	300	1,500	500	900
長期貸付金	7	18	5	66
合計	11,645	1,518	505	968

当連結会計年度（2025年12月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金預金	8,925	—	—	—
受取手形・完成工事未収入金等	3,094	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	600	900	200	1,200
長期貸付金	8	18	4	81
合計	12,627	918	204	1,281

4. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年12月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	4,560	—	—	4,560
投資信託	—	51	—	51
資産計	4,560	51	—	4,612

当連結会計年度（2025年12月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	6,012	—	—	6,012
投資信託	—	51	—	51
資産計	6,012	51	—	6,063

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度(2024年12月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	3,159	—	3,159
長期貸付金	—	83	—	83
資産計	—	3,241	—	3,241

当連結会計年度(2025年12月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	2,827	—	2,827
長期貸付金	—	83	—	83
資産計	—	2,910	—	2,910

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は取引所の価格を用いて評価しております。

上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

社債及び投資信託は取引金融機関より提示された価格を用いて評価しております。

社債及び投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間毎に分類し、与信管理上の信用リスク区分毎に、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標により算定しており、その時価をレベル2に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (2024年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	3,210	3,159	△51
	(3) その他	—	—	—
	小計	3,210	3,159	△51
合計		3,210	3,159	△51

当連結会計年度 (2025年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	2,893	2,827	△66
	(3) その他	—	—	—
	小計	2,893	2,827	△66
合計		2,893	2,827	△66

2. その他有価証券

前連結会計年度（2024年12月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	4,560	766	3,794
	(2) 債券			
	① 国債・地方債 等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	51	49	2
	小計	4,612	815	3,797
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債 等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		4,612	815	3,797

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額22百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（2025年12月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	6,012	766	5,246
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	51	49	2
	小計	6,063	815	5,248
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		6,063	815	5,248

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額22百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	—	—	—

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	—	—	—

（デリバティブ取引関係）

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社グループの確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）36百万円、当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）34百万円であります。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
投資有価証券評価損	6百万円	5百万円
貸倒引当金	68	68
減損損失	185	183
完成工事補償引当金	7	2
役員退職慰労引当金	150	159
税務上の繰越欠損金(注)	7	5
その他	13	11
繰延税金資産小計	437	433
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△7	△5
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△396	△404
評価性引当額小計	△403	△409
繰延税金資産合計	33	25
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△1,108	△1,552
繰延税金負債合計	△1,108	△1,552
繰延税金負債の純額	△1,075	△1,527

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠 損金(※1)	—	—	—	—	—	7	7
評価性引当額	—	—	—	—	—	△7	△7
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠 損金(※1)	—	—	—	—	0	5	5
評価性引当額	—	—	—	—	△0	△5	△5
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5	1.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.8	△2.9
住民税均等割	1.9	2.7
税額控除	—	△4.4
評価性引当額の増減	△0.6	1.7
その他	△0.6	△0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.0	28.8

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」が課税されることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2027年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については従来の30.6%から31.5%に変更しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	建設事業	製造・販売 事業等	
官民別内訳			
官公庁	5,171	6	5,177
民間	4,175	391	4,566
顧客との契約から生じる収益	9,346	397	9,743
外部顧客への売上高	9,346	397	9,743
収益認識の時期			
一時点で移転される財	2,085	397	2,482
一定期間にわたり移転される財	7,261	—	7,261
顧客との契約から生じる収益	9,346	397	9,743
外部顧客への売上高	9,346	397	9,743

当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	建設事業	製造・販売 事業等	
官民別内訳			
官公庁	4,884	8	4,892
民間	3,507	438	3,945
顧客との契約から生じる収益	8,391	446	8,837
外部顧客への売上高	8,391	446	8,837
収益認識の時期			
一時点で移転される財	2,203	446	2,649
一定期間にわたり移転される財	6,188	—	6,188
顧客との契約から生じる収益	8,391	446	8,837
外部顧客への売上高	8,391	446	8,837

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,762	842
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	842	1,354
契約資産（期首残高）	2,259	1,664
契約資産（期末残高）	1,664	1,740
契約負債（期首残高）	246	337
契約負債（期末残高）	337	253

契約資産は、工事の進捗に応じて認識する収益の対価に対する権利のうち、未請求のものであり、対価に対する権利が請求可能となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えております。工事契約による取引の対価は、支払条件に従い請求、受領しております。

契約負債は、主に顧客との契約の支払条件に基づき受け取った前受金等による未成工事受入金であり、工事の進捗に応じ収益を認識するにつれて取り崩しております。

当連結会計年度期首における契約負債残高は、概ね当連結会計年度の収益として認識しており、翌連結会計年度以降に繰り越される金額に重要性はありません。

また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の金額に重要性はありません。

工事契約における支払条件は、契約毎に異なるため履行義務の充足時期と支払時期に明確な関連性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

前連結会計年度末において、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は8,893百万円であり、期末日後概ね2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

当連結会計年度末において、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は9,885百万円であり、期末日後概ね2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、土木工事、建築工事、その他建設工事全般に関する建設事業及びアスファルト製品等の製造販売、産業廃棄物の中間処理（リサイクル）及びその他建設資材の販売並びに飲食事業（回転寿司店の運営）等を展開しており、したがって、「建設事業」及び「製造・販売事業等」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は、主に市場実勢価格や製造原価に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	建設事業	製造・販売事業等	計		
売上高					
外部顧客への売上高	9,346	397	9,743	—	9,743
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	452	452	△452	—
計	9,346	849	10,195	△452	9,743
セグメント利益	767	37	804	△531	273
その他の項目					
減価償却費	15	36	51	22	73
持分法適用会社への投資額	—	206	206	—	206
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	0	45	46	0	46

(注) 1. セグメント利益の調整額△531百万円には、セグメント間取引消去9百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△541百万円が含まれております。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

その他の項目の減価償却費の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

その他の項目の有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産の増加額であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. セグメント資産は、事業セグメントに資産を配分していないため、記載しておりません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	建設事業	製造・販売事 業等	計		
売上高					
外部顧客への売上高	8,391	446	8,837	—	8,837
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	343	343	△343	—
計	8,391	789	9,180	△343	8,837
セグメント利益	654	12	666	△566	99
その他の項目					
減価償却費	25	31	56	17	72
持分法適用会社への投資額	—	205	205	—	205
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	44	5	50	—	50

(注) 1. セグメント利益の調整額△566百万円には、セグメント間取引消去△2百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△564百万円が含まれております。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

その他の項目の減価償却費の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. セグメント資産は、事業セグメントに資産を配分していないため、記載しておりません。

【関連情報】

前連結会計年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
国土交通省	1,859	建設事業
京都府	1,560	建設事業、製造・販売事業等

当連結会計年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
国土交通省	1,886	建設事業
看護学校整備合同会社	926	建設事業
京都府	884	建設事業、製造・販売事業等

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	岡野 勲	—	—	当社取締役	—	工事の請負	建築工事の請負	36	未成工事受入金	39

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

建築工事の請負については、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で決定しております。

建築工事の請負については、見積書を提出し、一般的取引条件を勘案し決定しております。

2. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	8,565.22円	9,241.19円
1株当たり当期純利益	148.84円	111.87円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	321	236
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	321	236
普通株式の期中平均株式数(株)	2,155,619	2,109,344

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

リース債務は金額が僅少であり重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (百万円)	3,847	8,837
税金等調整前中間 (当期) 純利益 (百万円)	163	343
親会社株主に帰属する中間 (当期) 純利益 (百万円)	106	236
1株当たり中間 (当期) 純利益 (円)	50.30	111.87

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	8,225	8,407
受取手形	15	※2 243
完成工事未収入金	2,404	2,694
兼業事業未収入金	35	43
有価証券	302	600
未成工事支出金	※3 272	※3 245
材料貯蔵品	40	49
未収入金	54	95
その他	11	12
貸倒引当金	△1	△1
流動資産合計	11,359	12,387
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,509	1,509
減価償却累計額	△1,044	△1,072
建物（純額）	464	437
構築物	264	264
減価償却累計額	△231	△235
構築物（純額）	33	29
機械及び装置	1,494	1,513
減価償却累計額	△1,444	△1,447
機械及び装置（純額）	50	66
車両運搬具	120	120
減価償却累計額	△107	△112
車両運搬具（純額）	13	8
工具器具・備品	136	140
減価償却累計額	△106	△118
工具器具・備品（純額）	30	21
土地	1,179	1,170
有形固定資産合計	1,768	1,732
無形固定資産		
ソフトウェア	0	0
電話加入権	5	5
無形固定資産合計	5	5

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	7,521	8,357
関係会社株式	※1 32	※1 32
出資金	33	33
関係会社出資金	198	189
長期貸付金	7	6
従業員に対する長期貸付金	84	100
関係会社長期貸付金	8	5
長期前払費用	2	0
保険積立金	69	69
長期未収入金	200	200
その他	19	19
貸倒引当金	△221	△221
投資その他の資産合計	7,952	8,790
固定資産合計	9,725	10,527
資産合計	21,084	22,914
負債の部		
流動負債		
工事未払金	611	1,162
リース債務	2	2
未払金	81	60
未払費用	140	134
未払法人税等	80	35
未成工事受入金	297	234
預り金	63	39
完成工事補償引当金	23	7
流動負債合計	1,298	1,674
固定負債		
リース債務	6	3
繰延税金負債	1,078	1,530
役員退職慰労引当金	488	515
長期預り金	16	16
固定負債合計	1,588	2,064
負債合計	2,885	3,738

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000	1,000
資本剰余金		
資本準備金	2,121	2,121
資本剰余金合計	2,121	2,121
利益剰余金		
利益準備金	250	250
その他利益剰余金		
別途積立金	14,700	14,700
繰越利益剰余金	2,340	2,453
利益剰余金合計	17,290	17,403
自己株式	△4,900	△5,044
株主資本合計	15,511	15,479
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,688	3,696
評価・換算差額等合計	2,688	3,696
純資産合計	18,199	19,175
負債純資産合計	21,084	22,914

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高		
完成工事高	8,664	7,958
兼業事業売上高	399	446
売上高合計	9,063	8,404
売上原価		
完成工事原価	7,566	7,012
兼業事業売上原価	357	421
売上原価合計	7,922	7,433
売上総利益		
完成工事総利益	1,098	946
兼業事業総利益	42	25
売上総利益合計	1,141	971
販売費及び一般管理費	※1 898	※1 896
営業利益	242	75
営業外収益		
受取利息	4	24
有価証券利息	21	21
受取配当金	142	160
不動産賃貸料	39	38
事務手数料等	7	6
貸倒引当金戻入額	0	0
雑収入	4	2
営業外収益合計	217	251
営業外費用		
不動産賃貸原価	17	19
租税公課	2	2
保証料	1	1
雑支出	1	2
営業外費用合計	20	23
経常利益	438	303
特別利益		
固定資産売却益	※2 5	※2 11
特別利益合計	5	11
特別損失		
固定資産除却損	※3 0	※3 0
特別損失合計	0	0
税引前当期純利益	444	314
法人税、住民税及び事業税	139	85
法人税等調整額	9	9
法人税等合計	148	93
当期純利益	296	221

【完成工事原価報告書】

		前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
材料費		1,029	13.6	1,040	14.8
労務費		134	1.8	121	1.7
(うち労務外注費)		(7)	(0.1)	(0)	(0.0)
外注費		4,734	62.6	4,219	60.2
経費		1,669	22.1	1,633	23.3
(うち人件費)		(859)	(11.4)	(794)	(11.3)
計		7,566	100	7,012	100

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	1,000	2,121	—	2,121	250	14,700	2,151
当期変動額							
剰余金の配当							△108
当期純利益							296
自己株式の取得							
自己株式の処分			△0	△0			
自己株式処分差損の振替			0	0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	188
当期末残高	1,000	2,121	—	2,121	250	14,700	2,340

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
	利益剰余金合計					
当期首残高	17,101	△4,899	15,323	2,245	2,245	17,569
当期変動額						
剰余金の配当	△108		△108			△108
当期純利益	296		296			296
自己株式の取得		△1	△1			△1
自己株式の処分		0	0			0
自己株式処分差損の振替	△0		—			—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				443	443	443
当期変動額合計	188	△1	187	443	443	630
当期末残高	17,290	△4,900	15,511	2,688	2,688	18,199

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,000	2,121	—	2,121	250	14,700	2,340
当期変動額							
剰余金の配当							△108
当期純利益							221
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	113
当期末残高	1,000	2,121	—	2,121	250	14,700	2,453

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
	利益剰余金合計					
当期首残高	17,290	△4,900	15,511	2,688	2,688	18,199
当期変動額						
剰余金の配当	△108		△108			△108
当期純利益	221		221			221
自己株式の取得		△145	△145			△145
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				1,008	1,008	1,008
当期変動額合計	113	△145	△31	1,008	1,008	977
当期末残高	17,403	△5,044	15,479	3,696	3,696	19,175

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）によっております。
 - (2) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
 - (3) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法によっております。
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 未成工事支出金
個別法による原価法によっております。
 - (2) 材料貯蔵品
主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
 - (3) 販売用不動産
個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
 - (4) 長期前払費用
均等償却によっております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 完成工事補償引当金
完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過去の一定期間における補償実績率に基づく将来の見積補償額及び特定工事における将来の見積補償額を計上しております。
 - (3) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（建設事業）

当社の主要な事業である建設事業においては、顧客との工事請負契約に基づき、目的物の完成及び顧客に引渡す義務を負っております。

当該履行義務については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しており、期間がごく短い工事については、工事完了時に収益を認識しております。

（製造・販売事業等）

当社は、アスファルト製品等の製造販売、産業廃棄物の中間処理（リサイクル）及びその他建設資材の販売、並びに飲食事業（回転寿司店の運営）等を行っております。建設資材販売については、顧客に商品を出荷した時点、飲食事業については、顧客にサービスを提供した時点で収益を認識しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

建設工事の共同企業体（ジョイントベンチャー）に係る会計処理の方法

構成員の出資割合に応じて資産、負債、収益及び費用を認識する会計処理によっております。

（重要な会計上の見積り）

一定の期間にわたり収益を認識する方法による収益認識

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：百万円）

	前事業年度	当事業年度
一定の期間にわたり収益を認識する方法による完成工事高	6,804	5,955

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（会計方針の変更）

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

これによる財務諸表への影響はありません。

(貸借対照表関係)

※1. 担保資産及び担保付債務

下記の資産は、子会社の長期借入金の担保に供しております。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
関係会社株式	6百万円	6百万円

※2. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
受取手形	一百万円	3百万円

※3. 未成工事支出金の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
未成工事支出金	268百万円	240百万円
販売用不動産	4	4

(損益計算書関係)

※1. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度28%、当事業年度27%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度72%、当事業年度73%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
役員報酬	137百万円	144百万円
従業員給料手当	388	381
退職給付費用	11	10
役員退職慰労引当金繰入額	29	31
貸倒引当金繰入額	△1	0
減価償却費	26	20

※2. 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
土地	一百万円	2百万円
機械及び装置	5	9
計	5	11

※3. 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
機械及び装置	0百万円	一百万円
工具器具・備品	0	0
計	0	0

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (2024年12月31日) (百万円)	当事業年度 (2025年12月31日) (百万円)
子会社株式	29	29
関連会社株式	3	3

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
投資有価証券評価損	5百万円	4百万円
貸倒引当金	68	68
減損損失	184	182
完成工事補償引当金	7	2
役員退職慰労引当金	149	157
その他	10	8
繰延税金資産小計	424	422
評価性引当額	△393	△400
繰延税金資産合計	30	22
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△1,108	△1,552
繰延税金負債合計	△1,108	△1,552
繰延税金負債の純額	△1,078	△1,530

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4	1.7
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.0	△3.1
住民税均等割	2.0	2.8
税額控除	—	△4.8
評価性引当額の増減	1.3	2.4
その他	—	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.3	29.7

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」が課税されることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については従来の30.6%から31.5%に変更しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表の「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有 価証券	その他 有価証 券	銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
		㈱京都フィナンシャルグループ	727,272	2,492
ライト工業㈱	403,601	1,366		
ニチレキグループ㈱	300,000	733		
㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	134,190	335		
㈱中央倉庫	216,000	309		
㈱みずほフィナンシャルグループ	43,611	249		
日工㈱	278,200	220		
三菱重工業㈱	26,000	100		
㈱りそなホールディングス	51,397	77		
㈱三井住友フィナンシャルグループ	14,904	75		
日本製鉄㈱	25,000	16		
武田薬品工業㈱	3,000	15		
㈱ファルコホールディングス	5,200	14		
その他11銘柄	14,662	13		
計		2,243,037	6,013	

【債券】

		銘柄	券面総額（百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）
有価証券	満期保有目的の債券	ボイジャー(Nippon Life Insurance Company)USドル建て期限付き劣後債リパッケージ債	300	300
		第一生命保険株式会社USD建て永久劣後債リパッケージ債	200	200
		西日本高速道路株式会社第61回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）	100	100
		（計）	600	600
投資有価証券	満期保有目的の債券	第3回九州電力利払繰延・期限前償還条項付社債（劣後特約付）	300	305
		1回関西電力利払繰延・期限前償還劣後債	300	301
		第5回野村HD無担保社債（担保提供制限等財務上特約無）	300	300
		第433回中国電力株式会社社債	300	300
		株式会社T&Dホールディングス 第3回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	300	291
		1回かんぽ生命利払繰延・償還条項付劣後債	200	201
		第73回三菱UFJリース社債	200	200
		三井住友トラストグループ株式会社第18回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付）	100	100
		三井住友トラストグループ株式会社第21回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付）	100	100
		第1回日本生命第6回劣後ローン流動化利払繰延・期限前償還劣後	100	100
		第309回四国電力株式会社社債	100	96
		（計）	2,300	2,293
計			2,900	2,893

【その他】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	投資口数等（口）	貸借対照表計上額 （百万円）
		（投資信託受益証券）		
		MHAMスリーウエイオープンファンド	50,000,000	51
		計	50,000,000	51

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	1,509	—	—	1,509	1,072	28	437
構築物	264	—	—	264	235	3	29
機械及び装置	1,494	44	24	1,513	1,447	3	66
車両運搬具	120	—	—	120	112	5	8
工具器具・備品	136	5	2	140	118	12	21
土地	1,179	—	9	1,170	—	—	1,170
有形固定資産計	4,702	49	35	4,715	2,984	51	1,732
無形固定資産							
ソフトウェア	162	—	—	162	162	0	0
電話加入権	5	—	—	5	—	—	5
施設利用権	3	—	—	3	3	—	—
無形固定資産計	170	—	—	170	165	0	5
長期前払費用	19	—	—	19	18	2	0

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金（注）1	221	1	—	1	222
完成工事補償引当金（注）2	23	5	7	15	7
役員退職慰労引当金	488	31	4	—	515

（注）1．貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額及び債権回収による戻入額であります。

2．完成工事補償引当金の「当期減少額（その他）」は、補償見込額の減少によるものであります。

（2）【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

（3）【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL https://www.kaneshita.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の買増請求をする権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度開始日から本有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

1. 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第74期）（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）2025年3月27日近畿財務局長に提出

2. 内部統制報告書及びその添付書類

2025年3月27日近畿財務局長に提出

3. 半期報告書及び確認書

（第75期中）（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）2025年8月12日近畿財務局長に提出

4. 臨時報告書

2025年3月28日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（議決権行使結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年3月25日

金下建設株式会社

取締役会 御中

監査法人グラヴィタス

京都府京都市

指定社員
業務執行社員 公認会計士 圓岡 徳樹

指定社員
業務執行社員 公認会計士 飯田 一紀

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている金下建設株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、金下建設株式会社及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する工事契約に関する収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表の【注記事項】(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおり、会社及び連結子会社は工事契約について、期間がごく短い工事を除き、約束した財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法を採用しており、履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、各期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っている。当連結会計年度において、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法により計上した完成工事高は6,188百万円であり、売上高の70%を占めている。</p> <p>一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法による完成工事高は、予想される工事原価総額を基礎として見積った工事進捗度に、予想される工事収益総額を乗じて算定しており、工事収益総額、工事原価総額及び工事進捗度を合理的に見積ることが必要となる。</p> <p>工事は基本的な仕様や作業内容が顧客の指示に基づいて行われるため工事契約の内容は個別性が強い。また、期間が長期にわたる工事についてはその進捗過程において工事に係る諸状況の変化や着工当初は予期しえなかった新たな事象が生じることがあり、それらに起因する契約内容の変更等が生じやすい。このような工事契約の特性から工事収益総額、工事原価総額の見積りは以下のような不確実性を伴っている。</p> <p>工事収益総額は発注者と合意した工事請負金額を基礎とするが、工事の進捗過程における建設資材価格や労務単価等の変動、新たに判明した事象の影響等に応じて当事者間の協議により工事内容の変更や追加等が行われることがあり、それに伴う請負額の変更を当事者間で決定していない場合には発注者との合意が得られるまでの期間において変更額の見積りによる不確実性を伴うことになる。</p> <p>工事原価総額は工事ごとの実行予算を基礎とするが、工事契約ごとに基本的な仕様や作業内容、工期等が異なることから実行予算の見積りにあたっては画一的な判断尺度が得られにくいことや、工事の内容・範囲、工法、工期等の変更や追加等に応じて適時適切に見積りの見直しを行う必要があり、工事原価総額の見積りは工事に責任を有する者による仮定や判断を必要とする点において不確実性を伴っている。また、期末日時点における工事進捗度は工事原価総額の見積りを基礎とすることから、工事原価総額の見直しが適時・適切に行われない場合には工事進捗度が期末日における工事進捗の実態を適切に反映しない可能性がある。</p> <p>最近の建設業界の事業環境として建設資材価格や労務単価の高騰・高止まり、技術者をはじめとする建設従事者の慢性的な不足等が顕著であり、それによって工事収益総額、工事原価総額の見積りに関する重要性が増している。</p> <p>以上により、当監査法人は、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する工事契約に関する収益認識における工事収益総額及び工事原価総額の見積りが当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法の適用における工事収益総額及び工事原価総額の見積りの合理性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>工事収益総額及び工事原価総額の見積りプロセスに関する以下の内部統制を評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者との協議状況等に応じて、適時・適切に工事収益総額の見積りの改訂及びその確認・承認を行うための統制を評価した。 ・工事原価総額の見積りの基礎となる実行予算書が専門知識を有する工事担当者により作成され、工事原価管理部署等の確認・承認を受けることにより実行予算の信頼性を確保するための統制を評価した。 ・工事原価総額の見積りが、工事の施工状況や実際の原価発生額、発注者からの変更指示や発注者との協議等に基づいて適時適切に見直され、その確認・承認を行うための統制を評価した。 <p>(2) 工事収益総額の見積りの妥当性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事収益総額の見積りの基礎となる当初の工事請負契約書や変更契約書との照合、契約に基づく入金状況の検討を行った。決算日時点における発注者との既契約額及び発注者の既支払額については発注者に対して書面による確認を行った。 ・工事収益総額の見積りのうち未契約部分について、見積りに用いている仮定の合理性や見積額の妥当性を評価するため、工事内容の変更や追加に係る議事録等の書類や社内での確認・承認に関する資料の閲覧、見積書等の関連資料との照合及び工事担当者等への質問による検討を行った。 ・工事収益総額の見積額と発注者との合意による確定額との比較分析による見積りの精度の検討を行った。 <p>(3) 工事原価総額の見積りの妥当性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事原価総額の見積りの基礎となる実行予算書との照合、実行予算書については受注段階における積算額との比較や予定工事損益率の異常性の有無の検討を行った。 ・工事の進捗過程における見積工事原価総額及び予定工事損益率について四半期ごとの変動状況を分析し、異常な変動の有無、その内容及び変動理由の合理性を関連資料の閲覧、担当者への質問、実際発生工事原価との比較等により検討した。 ・主要な工事については現場視察を実施して工事の進捗状況を工程表に照らして確かめ、工事担当者に対して工事原価総額の見積りにおける不確実性の有無等を質問し、期末日時点における完成工事高の算定に用いられた見積工事原価総額及び工事進捗度との整合性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこ

と、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないとして判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、金下建設株式会社の2025年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、金下建設株式会社が2025年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月25日

金下建設株式会社

取締役会 御中

監査法人グラヴィタス

京都府京都市

指定社員
業務執行社員 公認会計士 圓岡 徳樹

指定社員
業務執行社員 公認会計士 飯田 一紀

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている金下建設株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第75期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、金下建設株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する工事契約に関する収益認識

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>財務諸表の【注記事項】(重要な会計方針)5. 収益及び費用の計上基準に記載のとおり、会社は工事契約について、期間がごく短い工事を除き、約束した財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法を採用しており、履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、各期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っている。当事業年度において、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法により計上した完成工事高は5,955百万円であり、売上高の75%を占めている。</p> <p>一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法による完成工事高は、予想される工事原価総額を基礎として見積った工事進捗度に、予想される工事収益総額を乗じて算定しており、工事収益総額、工事原価総額及び工事進捗度を合理的に見積ることが必要となる。</p> <p>工事は基本的な仕様や作業内容が顧客の指示に基づいて行われるため工事契約の内容は個性が強。また、期間が長期にわたる工事についてはその進捗過程において工事に係る諸状況の変化や着工当初は予期しえなかった新たな事象が生じることがあり、それらに起因する契約内容の変更等が生じやすい。このような工事契約の特性から工事収益総額、工事原価総額の見積りは以下のような不確実性を伴っている。</p> <p>工事収益総額は発注者と合意した工事請負金額を基礎とするが、工事の進捗過程における建設資材価格や労務単価等の変動、新たに判明した事象の影響等に応じて当事者間の協議により工事内容の変更や追加等が行われることがあり、それに伴う請負額の変更を当事者間で決定していない場合には発注者との合意が得られるまでの期間において変更額の見積りによる不確実性を伴うことになる。</p> <p>工事原価総額は工事ごとの実行予算を基礎とするが、工事契約ごとに基本的な仕様や作業内容、工期等が異なることから実行予算の見積りにあたっては画一的な判断尺度が得られにくいことや、工事の内容・範囲、工法、工期等の変更や追加等に応じて適時適切に見積りの見直しを行う必要があり、工事原価総額の見積りは工事に責任を有する者による仮定や判断を必要とする点において不確実性を伴っている。また、期末日時点における工事進捗度は工事原価総額の見積りを基礎とすることから、工事原価総額の見直しが適時・適切に行われない場合には工事進捗度が期末日における工事進捗の実態を適切に反映しない可能性がある。</p> <p>最近の建設業界の事業環境として建設資材価格や労務単価の高騰・高止まり、技術者をはじめとする建設従事者の慢性的な不足等が顕著であり、それによって工事収益総額、工事原価総額の見積りに関する重要性が増している。</p> <p>以上により、当監査法人は、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する工事契約に関する収益認識における工事収益総額及び工事原価総額の見積りが当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>連結財務諸表の監査報告書において、「一定期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する工事契約に関する収益認識」が監査上の主要な検討事項に該当すると判断し、監査上の対応について記載している。</p> <p>当該記載内容は、個別財務諸表監査における監査上の対応と実質的に同一の内容であることから、監査上の対応に関する具体的な記載を省略する。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。